

【北海道社会人野球 ファンクラブ会員 規則】

- 1 公益財団法人日本野球連盟 北海道地区連盟「北海道社会人野球 ファンクラブ会員」は北海道社会人野球競技の普及、発展に寄与・応援したいと考える個人が一定の会費を納めることによって 会員資格を得、同時に会員特典を受けることができる任意の団体である。
- 2 本会の会員となるためには 入会金 500 円、一年分会費 1,000 円を前納することとし、 年会員期間は、「4月1日～翌年3月31日」間の一年とする。

なお、会員証については入金が確認された時点で会員証を発行する。

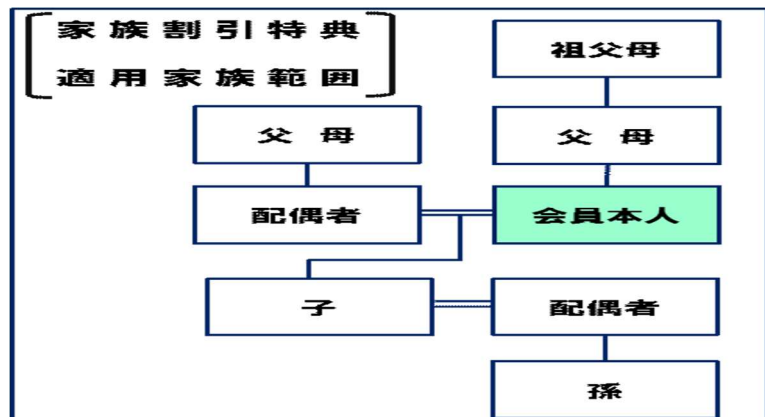
- 3 会員に対しては、毎年4月発行の【北海道社会人野球チームガイド】（販売価格 700 円）を贈呈、シーズンオフ時期に編集する「闘いのあと」（非売品）を送付する。なお、同時に「継続会員の案内と会費納入を依頼」するが、次年度会費納入期間は「1月1日～3月31日」とする。

※会員特典として

- 日本野球連盟 北海道地区連盟 が主催・協賛する各社会人野球大会への割引入場ができる。  
（一般・高校生以上 700 円、中学生 300 円）のところ、特典割引入場を利用した場合【一般・高校生以上 400 円、中学生 200 円】とする。

割引の適用を受けるためには、会員本人が入場券購入窓口で会員証を提示することを原則とする。

- 割引の適用は、会員の家族も受けすることができる。会員のご家族が特典を受けようとする場合は、会員本人が入場券購入窓口で会員証を提示することを原則とし、入場割引は会員と同等額【一般・高校生以上 400 円、中学生 200 円】とする。



- 北海道地区連盟が主催・協賛する各大会にて、入場券購入窓口または大会本部で「入会申請をした場合」は、当面の間「入会金を免除」し「年会費納入」をもって会員とする。

- 4 選手ガイドブック等の送付、会員特典などは、会員証に記載されている会員本人のみ（家族入場特典含む）有効となる。

会員証を他人に貸与・譲渡すること、会員以外が会員証を使用することなどはすべて禁止、これを行なった場合は、故意であるか否かに関わらず会員資格を停止するものとする。事務局が不正と認めた時も同様とする。その場合、入会金、会費などは返却しない。

- 5 会員資格を翌年度も継続する場合は、告知された期間に更新手続きを完了するものとする。期間内に更新されなかった会員については、新規入会扱いとし、新たに入会金等を納めるものとする。
- 6 本会を自らの意志において退会する場合には、事務局へ連絡の上、所定の手続きを取ること。ただし、退会の時期に関わらず、前納した入会金、会費などは一切返却しない。
- 7 本会員証により大会会場の関係者専用エリアに立ち入ること、取材活動などを行なうことまた営利目的の活動を行なうことはできない。
- 8 会員証を紛失した場合は、一定の手続きと再発行料を負担した上で、再交付を受けることができる。
- 9 この規則は、2015年4月1日より施行する。